4　締約国は、対象租税協定について5の規定を適用することを選択することができる。締約国は、5の規定を適用することを選択する場合には、その旨を寄託者に通告する。5の規定は、対象租税協定の二の当事国のいずれかがその通告を行った場合には、当該二の当事国に関して当該対象租税協定について適用する。

5　仲裁手続の開始に先立って、対象租税協定の両当事国の権限のある当局は、事案の申立てをしたそれぞれの者及びその顧問が、仲裁手続の過程においていずれかの当事国の権限のある当局又は仲裁のための委員会から受領した情報を他のいかなる者に対しても開示しないことについて書面によって合意することを確保する。当該事案の申立てをした者又はその者の顧問の一人が、仲裁の要請が行われてから仲裁のための委員会がその決定を両当事国の権限のある当局に送付するまでの間にその合意に著しく違反する場合には、当該事案に関する対象租税協定の規定に基づく両当事国の権限のある当局の合意のための手続及びこの部の規定に基づく仲裁手続は、終了する。

6　4の規定にかかわらず、5の規定を適用することを選択しない締約国は、一若しくは二以上の特定の対象租税協定又は全ての対象租税協定について5の規定を適用しない権利を留保することができる。

7　5の規定を適用することを選択する締約国は、他方の当事国が6の規定に基づく留保を付する全ての対象租税協定についてこの部の規定を適用しない権利を留保することができる。

第二十四条　異なる解決についての合意

1　対象租税協定についてこの部の規定を適用するに当たり、締約国は、2の規定を適用することを選択することができる。締約国は、2の規定を適用することを選択する場合には、その旨を寄託者に通告する。2の規定は、二の当事国がその通告を行った場合に限り、当該二の当事国に関して対象租税協定について適用する。

2　第十九条（義務的かつ拘束力を有する仲裁）4の規定にかかわらず、対象租税協定の両当事国の権限のある当局が、この部に規定する仲裁決定が両当事国の権限のある当局に送付された後三箇月以内に、全ての未解決の事項についての解決であって当該仲裁決定と異なるものについて合意する場合には、当該仲裁決定は、両当事国を拘束せず、かつ、実施されない。

3　2の規定を適用することを選択する締約国は、前条（仲裁手続の種類）2の規定を適用する対象租税協定についてのみ、2の規定を適用する権利を留保することができる。

第二十五条　仲裁手続の費用

この部の規定に基づく仲裁手続において、仲裁のための委員会の構成員の報酬及び費用並びに両当事国が実施する仲裁手続に関連して生ずる費用は、両当事国の権限のある当局が合意によって定める方法によって両当事国が負担する。そのような合意がない場合には、各当事国の費用及び各当事国が任命する仲裁のための委員会の構成員の費用は、各当事国が負担し、仲裁のための委員会の長の費用その他仲裁手続の実施に関する費用は、両当事国が均等に負担する。

第二十六条　第六部の規定の適用対象

1　第十八条（第六部の規定の適用の選択）の規定に従うことを条件として、この部の規定は、両当事国の権限のある当局の合意のための手続に係る事案の未解決の事項に関する仲裁について定める対象租税協定の規定に代えて、又は当該規定がない対象租税協定について、適用する。この部の規定を適用することを選択する各締約国は、各対象租税協定（4の規定に基づく留保の対象となるものを除く。）が当該仲裁について定める規定を含むか否か並びに当該規定を含む場合には当該規定の条及び項の番号を寄託者に通告する。二の当事国が対象租税協定の規定についてその通告を行った場合には、この部の規定は、当該二の当事国の間において、当該対象租税協定の規定に代わる。

2　両当事国の権限のある当局の合意のための手続に係る事案の未解決の事項であってこの部に定める仲裁手続の対象となるものは、両当事国の権限のある当局の合意のための手続に係る事案の未解決の事項に関する義務的かつ拘束力を有する仲裁について定める二国間又は多数国間の条約に従い仲裁のための委員会又はこれに類する機関が既に設けられた事案に含まれる場合には、仲裁に付託されない。

3　1の規定に従うことを条件として、この部のいかなる規定も、当事国が当事者である他の条約又は将来当事者となる他の条約に基づく両当事国の権限のある当局の合意のための手続における未解決の事項に関する仲裁に関するより広範な義務の実施に影響を及ぼすものではない。

4　締約国は、両当事国の権限のある当局の合意のための手続に係る事案の未解決の事項に関する義務的かつ拘束力を有する仲裁について定める一若しくは二以上の特定の対象租税協定又は全ての対象租税協定についてこの部の規定を適用しない権利を留保することができる。

第七部　最終規定

第二十七条　署名及び批准、受諾又は承認

1　この条約は、二千十六年十二月三十一日から、次の国又は地域による署名のために開放しておく。

(a)　全ての国

(b)　ガーンジー（グレートブリテン及び北アイルランド連合王国）、マン島（グレートブリテン及び北アイルランド連合王国）及びジャージー（グレートブリテン及び北アイルランド連合王国）

(c)　締約国及び署名国のコンセンサス方式による決定により締約国となることを認められた他の地域

2　この条約は、批准され、受諾され、又は承認されなければならない。

第二十八条　留保

1　この条約には、次の規定によって明示的に認められる場合を除くほか、いかなる留保も付することができない。ただし、2の規定が適用される場合は、この限りでない。

(a)　第三条（課税上存在しない団体）5
(b)　第四条（双方居住者に該当する団体）3
(c)　第五条（二重課税の除去のための方法の適用）8及び9
(d)　第六条（対象租税協定の目的）4
(e)　第七条（条約の濫用の防止）15及び16
(f)　第八条（配当を移転する取引）3
(g)　第九条（主として不動産から価値が構成される団体の株式又は持分の譲渡から生ずる収益）6
(h)　第十条（当事国以外の国又は地域の内に存在する恒久的施設に関する濫用を防止する規則）5
(i)　第十一条（自国の居住者に対して租税を課する締約国の権利を制限する租税協定の適用）3
(j)　第十二条（問屋契約及びこれに類する方策を通じた恒久的施設の地位の人為的な回避）4
(k)　第十三条（特定の活動に関する除外を利用した恒久的施設の地位の人為的な回避）6
(l)　第十四条（契約の分割）3
(m)　第十五条（企業と密接に関連する者の定義）2
(n)　第十六条（相互協議手続）5
(o)　第十七条（対応的調整）3
(p)　第十九条（義務的かつ拘束力を有する仲裁）11及び12
(q)　第二十三条（仲裁手続の種類）2、3、6及び7
(r)　第二十四条（異なる解決についての合意）3
(s)　第二十六条（第六部の規定の適用対象）4
(t)　第三十五条（適用の開始）6及び7
(u)　第三十六条（第六部の規定の適用の開始）2

2　(a)　1の規定にかかわらず、第十八条（第六部の規定の適用の選択）の規定に基づき第六部（仲裁）の規定を適用することを選択する締約国は、同部の規定に基づいて仲裁に付託することができる事案の範囲に関して一又は二以上の留保を付することができる。この条約の締約国となった後に同条の規定に基づき同部の規定を適用することを選択する締約国は、当該締約国が同条の規定に従って寄託者に通告する時にこの(a)の規定に基づく留保を付する。

(b)　(a)の規定に基づいて付される留保は、受諾されなければならない。(a)の規定に基づいて付される留保は、締約国が、寄託者が当該留保について通報した日に開始する十二箇月の期間が満了する日又は当該締約国が批准書、受諾書若しくは承認書を寄託する日のいずれか遅い日までに、当該留保に対する異議を寄託者に通告しなかった場合には、当該締約国によって受諾されたものとみなす。この条約の締約国となった後に第十八条（第六部の規定の適用の選択）の規定に基づき第六部（仲裁）の規定を適用することを選択する締約国は、当該締約国が同条の規定に従って寄